



受動喫煙防止対策を強化

－ 歩きたばこ等禁止区域、職員の職務時間内禁煙 －

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、受動喫煙を防止する健康増進法の一部を改正する法律案が3月9日に閣議決定されました。生駒市でも、たばこの火による身体、持ち物等への被害及びたばこの煙による健康被害を防止し、喫煙者、非喫煙者がお互いに安全で快適に過ごせる生活環境をつくるため、平成29年10月1日に「生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、さらに平成30年6月1日に歩きたばこ等禁止区域を告示し、取り締まりを開始するなど、平成30年度も受動喫煙防止について様々な施策を進めていきます。

- 1 6月1日に歩きたばこ等禁止区域を告示し、取り締まりを開始します
- 2 受動喫煙防止、歩きたばこ・路上喫煙防止、路上喫煙禁止区域のPRに積極的に取り組みます
- 3 事業者にも協力を求めています
- 4 4月1日から職員の職務時間内喫煙を禁止します
- 5 受動喫煙防止についての庁内組織体制を整備し、継続的に取り組んでいきます

1 6月1日に歩きたばこ等禁止区域を告示し、取り締まりを開始します

(1) 6月1日から取締りを開始します

条例に基づき、近鉄生駒駅周辺の路上等の「歩きたばこ等禁止区域」を6月1日に告示し、取り締まりを開始します。近鉄生駒駅は本市の玄関口で、イベントホールや大型商業施設があり、往来する人々も多いことから指定したものです。禁止区域では、終日、指定喫煙場所を除き喫煙を禁止します。違反者には是正又は中止の勧告を行い、従わない場合は命令、それでも従わない場合は2万円の過料を科します。



(2) 禁止区域を路面に表示します

禁止区域の路面標示(90cm×56cm)を約60か所に設置します。



2 受動喫煙防止、歩きたばこ・路上喫煙防止、路上喫煙禁止区域のPRに積極的に取り組みます

(1) 奈良交通バスや近鉄駅構内でのポスター等の掲示

奈良交通バスの車内やバス停、市内近鉄駅構内に、啓発ポスター等を、3月から順次掲示していきます。

(2) イベントでのキャンペーン活動

4月から市広報紙・ホームページで啓発するとともに次のイベント等で啓発活動を行います。

- ・ もったいない食器市（4月から月3回）
- ・ つなげてあそぼうプラレール（5月27日、ベルテラスいこまにて、乳幼児の保護者を対象に受動喫煙防止キャンペーンを実施）
- ・ たばこに関するパネル展示（生駒駅前図書室にて、毎年5月31日の「世界禁煙デー」から始まる「禁煙週間」に合わせて5月30日～6月12日に実施）
- ・ 環境フェスティバル（6月）
- ・ 環境美化活動駅前街頭啓発（7月、10月）
- ・ 環境フリーマーケット（9月、3月）
- ・ 竜田川クリーンキャンペーン（10月）
- ・ いこま魅力博（11月）

3 事業者にも協力を求めています

生駒商工会議所や市内企業に啓発・周知・協力依頼を行っていきます。また、市内コンビニエンスストアには、喫煙場所を店舗入り口から出来る限り離して設置するよう協力を求めています。

4 4月1日から職員の職務時間内喫煙を禁止します

- (1) 来場者と職員の受動喫煙防止のため、市職員の職務時間内の喫煙を禁止します。（昼休憩は喫煙可能、時間外勤務中は禁煙、勤務終了後は喫煙可能）
- (2) 喫煙後45分間はエレベーターの利用を禁止します。表示等により来場者にも協力を求めます。
- (3) 喫煙する職員に対しては、禁煙外来の紹介等禁煙情報の提供や禁煙に関する個別相談等必要な禁煙支援を引き続き実施します。
- (4) 全職員に対し喫煙が健康に及ぼす影響について考え、各自が受動喫煙を防止できるよう啓発します。

5 受動喫煙防止についての庁内体制を整備し、継続的に取り組んでいきます

庁内体制を整備し定期的に会議を行うことで、横断的、総合的、継続的な施策に取り組んでいきます。（関係課：副市長、健康課、環境保全課、総務課、人事課、経済振興課、広報広聴課）

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

受動喫煙防止は、生駒市健康課（課長 吉村）☎0743-75-2255

歩きたばこ・路上喫煙防止は、生駒市環境保全課（課長 吉川）☎0743-74-1111（内線 351）

職員の職務時間内禁煙は、生駒市人事課（課長 田中）☎0743-74-1111（内線 241）